

国立大学法人大分大学非常勤職員の育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限に関する細則

令和7年2月27日制定
令和7年細則第19号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学非常勤職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規程第36号）第4条の3第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する非常勤職員の育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限に関し、必要な事項を定める。

2 この細則に定めのある場合のほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(育児を行う非常勤職員の深夜勤務の制限)

第2条 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子（満6歳に達する日以後最初の3月31日までの子をいう。以下同じ。）を養育する非常勤職員（非常勤職員の配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）が常態としてその子を養育することができる者を除く。）が当該子を養育するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日午前5時までをいう。以下同じ。）の時間帯に勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせてはならない。

2 前項の「非常勤職員の配偶者（内縁関係を含む。）が常態としてその子を養育することができる者」とは、次の各号に掲げるいずれにも該当する者をいう。

- (1) 請求に係る深夜の時間帯において、就業していない者（深夜の時間帯における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間（当該配偶者が法人の職員である場合にあっては8週間とし、多胎妊娠の場合にあっては14週間とする。）以内に出産する予定であること又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う非常勤職員の深夜勤務の制限の請求等)

第3条 育児を行う非常勤職員で深夜勤務の制限の請求をしようとするものは、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。）の初日（以下「制限開始予定日」という。）及び末日（以下「制限終了予定日」という。）を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに別に定める深夜勤務制限請求書により学長に請求しなければならない。なお、深夜勤務制限請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、深夜勤務の制限を請求した非常勤職員に対し、制限開始予定日の前日までに別に定める深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消により非常勤職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求に係る子が養子となったことその他の事情により非常勤職員と当該子が同居しないこととなった場合
- (4) 育介法第2条第1号に規定する子が、当該規定に該当しなくなった場合
- (5) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態となった場合

4 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。な

お、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

（育児を行う非常勤職員の深夜勤務の制限の終了）

第4条 育児を行う非常勤職員の深夜勤務の制限の開始日以後制限終了予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日（第3号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

（1） 前条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合

（2） 制限終了予定日とされた日の前日までに請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

（3） 制限終了予定日までに非常勤職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合

2 前項第1号に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

（介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限）

第5条 学長は、要介護状態にある対象家族（国立大学法人大分大学非常勤職員の介護休業等に関する規程（平成17年規程第15号）第2条第2項にいう対象家族をいう。以下同じ。）を介護する非常勤職員が当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

（介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限の請求等）

第6条 介護を行う非常勤職員で深夜勤務の制限の請求をしようとするものは、制限期間の制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに別に定める夜勤務制限請求書により学長に請求しなければならない。なお、深夜勤務制限請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、深夜勤務の制限を請求した非常勤職員に対し、制限開始予定日の前日までに別に定める深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

（1） 当該請求に係る対象家族が死亡した場合

（2） 当該請求に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁又は養子縁組の取消により親族関係が消滅した場合

（3） 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態となった場合

4 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

（介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限の終了）

第7条 介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限の開始日以後制限終了予定日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日（第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

（1） 前条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合

（2） 制限終了予定日までに非常勤職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得したとき。

2 前項第1号に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。

い。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。